

平成 30 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール  
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広  
(コード番号：6064 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 専務取締役 菊井 聡  
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

### 「内部統制報告書の訂正報告書」提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度に開示した決算短信等につきましても訂正いたしました。

これにともないまして、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、本日、関東財務局へ「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者並びに取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

平成 24 年 11 月期 (第 9 期) 内部統制報告書 (自	平成 23 年 12 月 1 日	至	平成 24 年 11 月 30 日)
平成 25 年 11 月期 (第 10 期) 内部統制報告書 (自	平成 24 年 12 月 1 日	至	平成 25 年 11 月 30 日)
平成 26 年 11 月期 (第 11 期) 内部統制報告書 (自	平成 25 年 12 月 1 日	至	平成 26 年 11 月 30 日)
平成 27 年 11 月期 (第 12 期) 内部統制報告書 (自	平成 26 年 12 月 1 日	至	平成 27 年 11 月 30 日)
平成 28 年 11 月期 (第 13 期) 内部統制報告書 (自	平成 27 年 12 月 1 日	至	平成 28 年 11 月 30 日)
平成 29 年 11 月期 (第 14 期) 内部統制報告書 (自	平成 28 年 12 月 1 日	至	平成 29 年 11 月 30 日)

#### 2. 訂正の内容

上記 1. の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

また、訂正内容は各期ともに同一であります。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

当社における不動産事業等及び当社連結子会社である株式会社 kidding における不動産フランチャイズ権利販売において、会計上疑義のある取引が存在することが判明いたしました。当社といたしましては、本件に関し、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要と判断し、平成 30 年 7 月 10 日に取締役会を開催し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該取引の事実関係の調査等を行いました。

平成 30 年 8 月 10 日付けで同委員会による調査報告書を受領いたしました。その結果、当社及び連結子会社である株式会社 kidding の取引において、従来、事業取引として計上していた取引の一部に当社取締役の私財を投じた取引が確認され、当該取引は実在するものの、計上は資金取引等として取り扱うべきである旨、指摘されました。

当社は、過去に提出した有価証券報告書及び四半期報告書等に記載されている当該取引に係る会計処理を訂正することを平成 30 年 8 月 15 日開催の取締役会の承認を経て決定し、平成 24 年 11 月期第 2 四半期から平成 30 年 11 月期第 1 四半期までの当該有価証券報告書及び四半期報告書等について訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正及び第三者委員会による報告を受け、当社の全社的な内部統制について、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、第三者委員会の調査報告書（平成 30 年 8 月 10 日付）で指摘された問題点及び平成 30 年 9 月中旬までを目処に提出される予定の第三者委員会による追加報告書における再発防止策の提言を踏まえ、経営体制の見直し、全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み、内部監査体制の整備、再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等、必要な改善及び措置を進め、着実に実施していくことで、内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

### 3. 今後の対応について

#### 1) 再発防止策等の策定と実施

当社は、開示すべき重要な不備の是正と再発防止に向けて、上記「2. 訂正の内容」の「(訂正後)」で述べている各措置（以下、「再発防止策等」といいます）を具体的に策定したうえで、それらを実施してまいります。

なお、経営体制の見直しにつきましては、何ら制限を設けず（例えば取締役会メンバーの交代も視野に入れて）検討いたします。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

#### 2) 再発防止策等の公表予定時期

再発防止策等の策定につきましては、上記第三者委員会による追加報告書（平成 30 年 9 月中旬

までを目処に提出される予定)を受領後、直ちに着手し、完了次第公表いたします。

このたびは、不適切な会計処理等により、株主の皆様はじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

以上